

2025 年 11 月 10 日

厚生労働大臣 上野賢一郎 様

障害のある人と援助者でつくる
日本グループホーム学会
代表 荒井 隆一

賃金引上げの実態と最低賃金の上昇及び物価高騰に関わる
障害福祉サービス報酬引き上げに関する要望書

平素は障害者福祉行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

当団体は、障害者権利条約を遵守する社会づくりを目指し、障害のある人の多様な暮らしのあり方を追求しながら、地域生活の質を高めるための活動に取り組んでおります。

2024 年度報酬改定を受けて、今般、直近の障害福祉サービスの改定の影響について会員等への実態調査を行った結果、毎年の最低賃金額の引き上げ、一般労働市場における賃金上昇、及び急速な物価高騰が、障害者グループホーム事業所の運営や入居者支援の質・量の両面で甚大な影響を及ぼしていることが確認されました。

具体的には、障害福祉サービス報酬改定が、現実社会の物価上昇（近年、対前年度比で毎年 2～3%上昇）、賃金上昇（2024 年賃上げ率は名目 5%台だが実質△0.2%）、そして最低賃金の引き上げ（直近 3 年で平均 160 円）の、三つの急速な社会・経済指標の上昇という影響への対応としては不十分であったと言わざるを得ません。ゆえに現行の障害福祉サービス報酬を社会・経済指標に応じて連動させ、早急に報酬を引き上げる必要があります。

また、他の産業労働者と福祉・介護労働者の賃金の格差拡大が報じられています。本来「産業平均との格差を是正」（縮小）するための処遇改善加算が、先の三つの急速な社会・経済指標の上昇の穴埋めとなっている現状は、処遇改善加算の政策立案意図と異なっており、かつ持続可能な事業運営と入居者への質の高いサービス提供を困難にしている状況があります。

加えて、処遇改善加算の対象範囲限定による支援現場での課題と、障害支援区分認定の実状と課題及び障害支援区分間の報酬の勾配是正につき、指摘・要望を申し上げます。

貴省におかれましては、障害のあるご本人への支援制度の推進のための本提案・事案の緊急性、重大性を鑑み、早急に抜本的な見直し、対応を検討下さいますようお願い申し上げます。

要望

1. 基本報酬及び人員配置体制加算を抜本的に引き上げてください

物価上昇率、最低賃金の上昇率、他産業との賃金格差の状況と連動した形での、基本報酬の確実な底上げ（一律的引上げ）を早急に実施してください。

処遇改善加算の本来の趣旨を守り、基本報酬と人員配置体制加算の底上げによって、社会・経済指標の変動・上昇に対応した給与の引き上げや、最低賃金引上げに対応できる給与水準の確保ができるよう、報酬の抜本的な改定・引き上げが必要です。

今後も毎年の最低賃金の引き上げは政策目標とされており、障害福祉サービスは3年に一度の報酬の見直しとなっていますが、今後は最低賃金の見直しに対応して、毎年10月等、即応性のある見直しを行ってください。

2. 処遇改善加算を引き上げ、適用対象の拡大・拡充してください

処遇改善加算は、本来、他の産業、産業平均との格差を是正するために導入されました。その趣旨に則り、格差是正のため、大幅な引き上げを実施してください（常勤1人当たり月8万円程度）。

グループホーム事業運営を行うためには、複雑な制度適用の事務を司る職員は不可欠です。現在処遇改善加算の対象になっていない、事業所直接雇用の全ての職種を対象に含めてください。

また、相談支援事業との連携なくしてサービス提供は不可能です。相談支援事業についても、直接処遇と同等に評価し、処遇改善加算を適用してください。

サービス提供に不可欠であるにもかかわらず、事業所の運営業務に携わる職員や相談支援事業の職員など処遇改善加算が適用されていない職種があり、全職種に対する公平な処遇改善がなされない状況は、人材定着・確保等への悪影響となり、障害福祉サービスの安定的な提供に支障をきたしていることを重く受け止めてください。

さらに、サービス提供と事業運営の中核を担う管理者・サービス管理責任者に対する給与については、管理的職種として適切に評価される仕組みを構築した上で、処遇改善加算の対象としてください。

3. 人材確保と事業運営の安定化に向けた政策検討をしてください

障害の重度化・高齢化にきちんと対応できる人員体制を維持しつつ、事業収入が確保できるような報酬体系を整備してください。人員配置体制加算、夜間支援等体制加算など、支援人員の配置に直接関わる加算を引き上げ、基本報酬の底上げと合わせて対応すべきです。

4. 障害支援区分認定の実態検証を行い、支援実態に応じた柔軟な障害支援区分認定の実施と、障害区分認定1から3の方の報酬体系の見直し（引上げ）を行ってください

地域によって、障害支援区分の認定結果が低い傾向があるとの会員からの意見があります。そのような地域の事業所では、障害の重度化・高齢化が進む中で事業収入が確保できず、最低限必要な人員配置すら困難になる事態が生じています。特に、障害支援区分が低くても、障害特性により支援の変動が大きい方について区分認定（変更）がタイムリーに行われず、事業所の実際の人員確保に見合う給付が行われないことによって事業継続が難しくなるケースがないよう、適切な報酬上の評価の仕組みが必要です。